

ポーランド週報

(2023年4月13日～2023年4月19日)

令和5年(2023年)4月21日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 教育・科学大臣の不信任決議案の否決 ロシアがポーランドの安全保障に与えた影響を調査する国家委員会設立に関する法案の下院通過 スモレンスク政府専用機墜落事故13周年 「市民連立」(KO)選挙対策本部長の発表 新しいマゾヴィエツキ県地方長官の任命 政党別支持率に関する世論調査 ワルシャワ・ゲット一蜂起80周年記念式典 欧州司法裁判所がポーランドに課す制裁金の停止要請、欧州委員会により拒否される ラウ外相の外交所信表明演説 ドゥダ大統領夫妻のオーストリア訪問 無人機の追加配備 ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談 ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とマツレツラ伊大統領との会談 ザレウ23戦術演習 ドゥダ大統領とサヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長との会談 ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とヘルツォグ・イスラエル大統領との会談 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との会談								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 対テロ演習「Wolf-Ram-23」 ロシア国境沿いに設置するフェンスの建設を開始 ロシアの情報収集活動に関する報道								
経済 ウクライナ穀物のポーランド国内での輸入禁止措置を決定 ウクライナの食糧禁輸が国内食糧価格に与える影響 穀物農家への政府補助金 ポーランドの禁止令に対するEUの反応 ポーランド交通ハブプロジェクト進捗状況 ボッシュ、ポーランドにヒートポンプ工場建設 米、ポーランドの小型モジュール炉(SMR)プロジェクトに40億ドルの支援を表明 LNGターミナル拡張、浮体式LNGターミナル導入見通し エネルギー戦略の改正遅延 国営電力会社、石炭ガス化複合発電(IGCC)導入を断念								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	
---	--

政 治
内 政

教育・科学大臣の不信任決議案の否決【13日】

13日、下院にて本会議が開かれ、チャルネク教育・科学大臣の不信任決議案に対する審議・投票が行われた。同決議案は、賛成218票、反対231票、棄権 1 票によって否決された。野党は、同大臣を巡る「Villa Plus」と呼ばれるスキャンダルなどを理由に挙げ、子どもの教育を所掌する省庁のトップとしては不適格であると強く批判していた。

ロシアがポーランドの安全保障に与えた影響を調査する国家委員会設立に関する法案の下院通過【14日】

14日、下院にて本会議が開かれ、2007年から2022年にかけてロシアがポーランド国内の安全保障に及ぼした影響を調査する国家委員会の設立に関する法案の審議・投票が行われた。同法案は、可決されたため、今後は上院における審議・投票に付されることになる。

スモレンスク政府専用機墜落事故13周年【16日】

16日、故レフ・カチンスキ大統領夫妻など96名のポーランド要人が亡くなったスモレンスク政府専用機墜落事故から13年を迎えた。双子の兄であるヤロスワフ・カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、同日夕方、大統領の殺害に関する刑法第134条に基づき、犯罪が行われたとして検察に訴えを出す述べた。また、マチェレヴィチ飛行機墜落事故調査委員会委員長は、同委員会が、軍用機Tu-154Mに対して不法な干渉が行われたことによって故レフ・カチンスキ大統領とその他95名の殺害に関する犯罪が行われた疑いがあるとして、届出を出すを発表した。

「市民連立」(KO)選挙対策本部長の発表【17日】

17日、「市民プラットフォーム」(PO)は、ルベルスキエ県のビャワ・ポドラスカ市(Biała Podlaska)にて党大会を開いた。トウスクPO党首は、パプロツカ＝シルサルスカ・マゾヴィエツキエ県議会議員兼ワルシャワ市長室長が「市民連立」(KO)選挙対策本部長に就任すると発表した。同氏は、チヤスコフスキPO副党首兼ワルシャワ市長に近い人物であると認識されている。また、トウスク党首は、ポーランドで初めて部分的な自由選挙が行われた記念日にあたる6月4日正午にワルシャワにおいて、物価高騰、窃盗、そして嘘に反対の意を示すためにデモ行進をするよう国民に呼びかけるツイートをした。

新しいマゾヴィエツキエ県地方長官の任命【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、ボヘンスキ現ワツキエ県地方長官(Voivode)を新マゾヴィエツキエ県地方長官に任命した。前任のラジヴィウ前マゾヴィエツキエ県地方長官は、リトアニア大使に就くことに伴い、同ポストから退いていた。

政党別支持率に関する世論調査【18日】

18日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが行った政党別支持率に関する世論調査結果を発表した。「法と正義」(PiS)が33.0%(前回比-1.3%)、「市民連立」(KO)が24.8%(同-1.6%)、「同盟」が10.4%(同1.4%)、「左派」が9.4%(同+0.9%)、「ポーランド2050」が8.0%(同+0.1%)、「農民党」(PSL)＋「ポーランド連立」(KP)が6.4%(同+0.2%)の支持を得た。「同盟」が3位に順位を上げたことは注目に値することであり、同紙は、PiSもKOも警戒を強めているが、PiSと「同盟」が連立を組めば、下院460議席のうち239議席を得ることができるかもしれないと分析している。

ワルシャワ・ゲットー蜂起80周年記念式典【19日】

19日、ポーランド系ユダヤ人歴史博物館前のワルシャワ・ゲットー英雄広場にて、ワルシャワ・ゲットー蜂起80周年記念式典が執り行われた。ドゥダ大統領は、ドイツとイスラエルの大統領らと共に式典に出席し、記念碑に献花するとともに、シナゴグにて「追悼のキャンドル」に火を灯した。記念式典には、モラヴィエツキ首相も出席した。ドゥダ大統領は、「自分にとって、ワルシャワ・ゲットー蜂起は、何よりもまず勇敢、決意、勇気の象徴である。自由のために戦う意志、自分自身について決定を下す意志、並外れた狂気の勇気、そして絶対的な決意である。」と強調した。また、ヘルツォグ・イスラエル大統領は、ゲットーの戦士たちを「人類の最も暗い時間」における「ヒロイズムの象徴」であり、「ポーランド系ユダヤ人の千年の歴史の象徴」であると表現した。さらに、シュタインマイヤー独大統領は、「ドイツ人がここ(ワルシャワ)で犯した恐ろしい罪」に対して「深い恥」であると表明し、「許しを請う」と述べた。

欧州司法裁判所がポーランドに課す制裁金の停止要請、欧州委員会により拒否される【13日】

13日、欧州委員会は、欧州司法裁判所(ECJ)がポーランドに対し、ECJが出した暫定措置命令に従わないことを理由に挙げて課している1日あたり100万ユーロの罰金について、昨年11月3日にポーランド政府が要求した請求停止要請を拒否する判断を下した。これにより、ポーランドには罰金が科され続けることとなった。11月3日のポーランド政府による請求停止要請以降、欧州委員会は、分析に時間を要するとして一時的に支払い要求を停止していたが、今般、要請が却下されたことにより、欧州委員会は、約1億5,000万ユーロの罰金をポーランドに支給されるはずの欧州基金から差し引く可能性がある。

ラウ外相の外交所信表明演説【13日】

13日、ラウ外相は、ポーランド下院にて外交所信表明演説を行った。同演説の実施は4年ぶり、かつ、ラウ外相にとって初めてとなる。演説において、ラウ外相は、ポーランドの外交政策とウクライナ戦争の強い関係性に言及するとともに、ポーランドの永続と生存、そしてその発展を重視すると強調した。また、武力攻撃の可能性がますます低くなるような国際安全保障システム構築の必要性を訴えた。

ドゥダ大統領夫妻のオーストリア訪問【14日】

14日、ドゥダ大統領夫妻はオーストリアを訪問した。ドゥダ大統領は、ファン・デア・ベレン・オーストリア大統領と会談し、欧州の団結、二国間関係、ロシアに対する制裁などについて話し合った。また、両国間の経済協力についても話題に上り、さらに、ドゥダ大統領は三海域イニシアティブ(3SI)へのオーストリアの積極的参加を求めた。今回の訪問でドゥダ大統領は、ネーハマー首相、ソボトカ国会議長及びグロッシーIAEA事務局長とも会談した。

無人機の追加配備【15日】

15日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、トルコ製のバイラクタル無人機がミロスワヴィエツ(mirosławiec)の航空基地に追加配備されたことを明らかにし、昨年10月に最初の無人機が納入されてから行われていた試験は、成功裏に終わったと付言した。

ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談【17日】

17日、ラウ外相は、ランズベルギス・リトアニア外相とウッチ近郊のグロトニキ(Grotniki)で会談した。会談では、7月にビリニュスで開催されるNATO首脳

会談に関する議題が主に話し合われた。また、両外相は、安全保障と二国間関係についても議論した。

ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とマッタレッタ伊大統領との会談【17日～18日】

17日から18日にかけて、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ポーランドを訪問したマッタレッタ伊大統領と会談した。会談では、ウクライナ支援、欧州及び二国間の関係、安全保障などについて話し合った。

ザレウ23戦術演習【18日】

18日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ドゥダ大統領とともに、ヴィスワ砂州運河で行われたザレウ23戦術演習を視察した。演習には第16機械化旅団の隷下部隊等の2,500人の兵士が参加し、新しい水路を使用して海上からの軍事的及び非軍事的脅威に対応する能力を実証した。

ドゥダ大統領とサヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長との会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、ポーランドを訪問中のサヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長の表敬を受け、安全保障問題、南コーカサス地域情勢、経済的二国間協力などについて話し合った。

ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とヘルツォグ・イスラエル大統領との会談【19日】

19日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ヘルツォグ・イスラエル大統領と会談した。モラヴィエツキ首相との会談では、ウクライナ戦争や中東情勢、二国間関係について話し合われた。ドゥダ大統領との会談では、ポーランドとイスラエルの二国間関係の改善傾向や安全保障の問題について議題に上った。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との会談【19日】

19日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と会談した。会談では、安全保障、EUとNATOの活動について、そしてポーランドの領土におけるナチスによる犯罪の歴史と記憶について話し合われた。ポーランド訪問中、シュタインマイヤー独大統領は、グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣から、ドイツがポーランドに対して戦後賠償の義務を負っていると主張する根拠となる報告書のコピーを手渡された。独側は、賠償問題は既に法的に解決済みであると主張し、ポーランドの主張を否定している。

対テロ演習「Wolf-Ram-23」【17～19日】

17日から19日にかけて、国家警察本部と米連邦捜査局(FBI)の協同による対テロ演習「Wolf-Ram-23」がポーランド全域で実施された。約2,600名の警察を始めとする治安機関関係者が参加し、FBI職員約20名も関与したという。本演習の目的は、治安機関間の調整と協力、脅威が発生した場合の手続きの確認であったという。

ロシア国境沿いに設置するフェンスの建設を開始【18日】

18日、カミンスキ内務・行政大臣は、露カリーニングラードとの国境沿いに設置されるフェンスの工事が開始されたと明らかにした。当該フェンスは、ベラルーシ国境に建設されたものと同様のものとなり、全長約200キロで、監視カメラなどの電子機器が設置される予定である。建設作業は本年9月30日まで続くという。

ロシアの情報収集活動に関する報道【18日】

18日、当地報道機関は、当地におけるロシアの情報収集活動について報じ、その中で、在ポーランド・ロシア大使館だけでなく、ロシア外交官が居住するベートーヴェン通り3番地に所在するマンションにおいても、シギント(Signal Intelligence。電波や通信の傍受などによる情報活動)が行われていると指摘した。報道によると、欧州のジャーナリストによって行われた国際調査ESPIOMATSによって、少なくとも182機の盗聴用アンテナが欧州諸国のロシア大使館の建物に設置されていることが分かったという。このうち、ワルシャワに所在する上記マンションには、10以上の設備が設置されており、その中には盗聴作戦に使用できる物資も確認できるとのことである。また、ロシア大使館の屋上からは、半径約30キロ以内で盗聴活動を行うことができるとも指摘した。

経 済

経済政策

ポーランドの禁止令に対するEUの反応【18日】

ポーランドなどウクライナとの国境を接する国々がウクライナ産農産物の輸入禁止を決定したことに対し、ブリュッセルは意外にも慎重な反応を示し、対話を求めている。欧州委員会が手続きの発動について明確な宣言を避ける理由のひとつは、黒海の港に滞留しているウクライナ産穀物の迅速な輸出を支援するはずだった、いわゆる連帯ベルトの発動後、市場が厳しい状況にあることにある。また、欧州委員会は、キーウとようやく築いた結束に傷がつかないように、紛争をエスカレートさせたくないと考えている。欧州委員会は既にウクライナ製品のEU市場への自由なアクセスを保証する同規則の延長を提案している。同規則は2023年6月5日まで有効であり、さらに1年間延長することが想定されている。さらに、欧州委員会がポーランドの規制をEUの裁判所で争うことを決めたとしても、その手続きには数か月を要し、ポーランドの禁止令が6月30日に切れるため、現状には何の影響も及ぼさないとの見方もある。

ウクライナ産穀物のポーランド国内への輸入禁止措置を決定【19日】

テルス農業・農村開発大臣は、ウクライナ側との交渉が成功し、ウクライナの穀物がポーランドで販売されないようにするための新しい措置が実施されることを発表した。税関やその他のサービスは、輸送物を到着すべき場所(国境やポーランドの港)にウクライナ産穀物を輸送する。輸送はSENT(System for Electronic Supervision of Transport)によりカバーさ

れ、GPSシールの設置も行われる。

ブダ開発技術大臣は、新しい法律が4月21日に施行されると発表した。今後、貿易業者はポーランドを経由する商品の通過を取りやめることができなくなり、目的地を変更することもできなくなる。ポーランドは、ポーランド国内へのウクライナ産穀物輸入に関しては禁止を維持するが、ポーランドの4つの港と他の欧州諸国への通過は許可される。

ウクライナのユリア・スヴィリデンコ副首相(経済担当大臣)は、ロシアによるウクライナ侵略が始まって以来、ポーランドが「広範囲にウクライナを支援してきた」と感謝しつつ、キーウはポーランドの農民の状況を理解していると付け加えた。ウクライナ副首相は、ロシアのウクライナへの侵略が危機の原因であると述べた。

ウクライナの食糧禁輸が国内食糧価格に与える影響【19日】

ウクライナ産食品が国内食品価格に与える影響の大きさは、現在までのところ推定することは困難である。輸入品が価格の上昇を部分的に抑制している可能性がある。食品はここ数か月のインフレバスケットの上昇を主導しており、供給が突然減少したことは、加工業者のコスト上昇にある程度反映されるかもしれない。卵や鶏肉の価格は穀物価格とは異なる動きをするため、禁輸措置の影響は異なる。鳥インフルエンザによる大損失のため、価格が高騰しているポーランドの鶏肉や卵は、西欧で強い需要がある。これに加え、ウクライナからの供給が突然なくな

れば、卵や鶏肉の価格にはさらなる上昇の余地がある。一方、穀物市場は世界市場であり、穀物価格は世界的な動向によって決定される。世界の取引所の穀物は安くなっている。禁輸前にウクライナ産の穀物が強く流入したことで、一部ではパンの価格上昇がやや抑えられた可能性がある。野菜や果物、はちみつなどにも、地域ごとの価格の乖離が影響する可能性がある。

専門家は、ウクライナがEUに加盟することとなった場合、ポーランドは同じ食品分野で比較的良好な品質と価格を競うことになるため、いずれこの問題は大きくなるだろうが、ポーランドはEU市場に向けた地元食材の加工拠点となることを目指し、そのメリットを追求するだろうと分析している。

穀物農家への政府補助金【19日】

政府は、穀物の購入に補助金を出し、農家に1トン当たり少なくとも1,400ズロチを支払う計画を発表した。ソボン財務副大臣は、このプログラムの予算は100億ズロチに達する可能性があると発表した。穀物価格は、2022年10月に消費者用小麦1トン当たり1,580ズロチから現在970ズロチまで下落して

いる。ポーランド政府は、この状況をウクライナからの過剰な穀物流入のせいだと非難している。ポーランドの農民団体は、補助金を申請する際に、国産穀物ではなく、輸入された安価な穀物を「代用」するような策略を期待している。

ウクライナ産食品輸入禁止措置に対するポーランド商工会議所の反応【19日】

ポーランド商工会議所(KIG)は、ポーランド政府がウクライナ産食品の輸入を禁止したことで、ウクライナとの貿易に携わる企業レベルでは多くの問題が発生すると発表した。

KIGのチーフエコノミストは、供給が遮断され、企業は契約を履行することができなくなり、ポーランドは損失の補償に責任を負う可能性があり、ポーランドが予測不可能なパートナーとして認識されるため、国家レベルでの結果はさらに深刻になると警告している。また、ウクライナのインフラストラクチャーや製造拠点の再建プロジェクト、さらには住宅の再建や修理に必要な物資など、多くの潜在的なビジネスにおけるポーランドの交渉力を弱めることになると述べている。

ポーランド産業動向

ポーランド交通ハブプロジェクト進捗状況【17日】

ホラワ基金・地域政策副大臣兼ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)政府全権委員は、7月に地域環境保護局から環境保護に関する決定がなされるはずだと述べた。これにより、STH社は準備作業の請負業者の入札を開始することが可能となる。同社はすでに17億ズロチ相当の契約を企業数社と結んでいる。投資の第一段階は、2028年に開始される予定である。空港の建設費は現在81億ユーロと見積もられており、60%は債券から、40%は将来空港を運営する会社の株式を購入する個人投資家から調達する予定である。高速鉄道への投資額は1,000億ズロチを大幅に上回るとホラワ全権委員は述べており、STH社は、EUからCEF(Connecting Europe Facility)の補助金を申請している。STH社は、

時速250キロで走行可能な車両の購入も計画している。また、リヴィウとキーウへの高速鉄道の延伸の可能性を分析する予定。一方、STH社の元CEOで欧州委員会および欧州投資銀行のアドバイザーである Piotr Malepszak 氏は、投資開始の現実的な期限は2035年であり、時速250キロの高速鉄道に投資する政府の計画について、移動時間に大きな違いはないとして批判した。

ボツシュ、ポーランドにヒートポンプ工場建設【20日】

独ボツシュ・グループは、12億ズロチを投資し、ドルノシロンスキエ県にヒートポンプ工場を建設予定であると発表した。同工場では2027年までに500人を雇用する予定である。

エネルギー・環境

米、ポーランドの小型モジュール炉(SMR)プロジェクトに40億ドルの支援を表明【17日】

ブレジンスキ駐ポーランド米国大使は、GE日立ニュークリア・エナジーが設計し、オルレン・シントス・グリーンエナジー(オルレンと化学品メーカーのシントスの合併会社)が開発する最初の2つのSMR(BWRX-300)建設に対し、合衆国輸出入銀行(EXIM)と米国際開発金融公社(DFC)が40億ドルの支援を表明したと発表した(各30億ドル、10億ドル)。今後2年かけて7つの候補地から建設地を選定する予定である。

LNGターミナル拡張、浮体式LNGターミナル導入見通し【17日】

ポーランドのガスパイプラインを運営する Gaz-System は、北西部のシフィノウィシチェLNGターミナルの拡張プロセスが70%近く進んでおり、2024年には、顧客がこの施設の新しいサービスや機能を利用できるようになる予定と述べた。

さらに、浮体式LNGターミナル(FSRU)については、すでに計画されている3つの陸上パイプラインすべての位置を決定・確保し、2023~2024年までに

建設工事のために必要なすべての入札を実施すると加えた。

エネルギー戦略の改正遅延【19日】

2040年までのポーランドエネルギー戦略(PEP2040)は、4月18日の閣僚会議の議題に含まれなかった。気候・環境省が作成した草案では、再生可能エネルギー源(RES)の開発をこれまでの計画よりもさらにダイナミックに進めることが盛り込まれている。このシナリオは、市場の予想やシンクタンクの予測に近いもので、RESの生産能力を急速に拡大しなければ、ポーランド人は、CO2、燃料、エネルギー輸入のコストなどによって、高いエネルギー価格に直面すると警告している。国有資産省およびベルギー戦

略エネルギーインフラ担当政府全権委員の支持を得たこの草案は、ジョブ法務大臣を党首とする「連帯ポーランド」によって厳しく批判された。

国営電力会社、石炭ガス化複合発電(IGCC)導入を断念【20日】

鉱山組合の期待に反して、国営電力会社 Enea は石炭だけでなく、石炭ガス化複合発電(IGCC)などの関連計画も徐々に断念している。同社が計画していた300-500MWのIGCC建設計画を分析したところ、石炭の損失が70%に達し、地質状況を悪化させる可能性があることが判明したため断念したと発表した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあ

らかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されて

います。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日（金）～7月30日（日）】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細：<https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日（土）～30日（日）】

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。様々な写真展・ワークショップ・コンクールや花見等が実施されます。

開催場所：PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細：www.ogrod-powsin.pl/

【開催中】第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール【2023年4月20日（木）～4月22日（土）】

ルビン市のルビン文化センター「ムザ」にて、「第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール」が開催されます。日本のアーティストも出演予定です。入場は有料です。

開催場所：Centrum Kultury „Muza” w Lubinie, ul. Armii Krajowej 1, Lubin

詳細：<https://ckmuza.eu/20-22-04-2023-ii-miedzynarodowy-festiwal-i-konkurs-muzyki-gitarowej/>

【予定】第16回ウッチ大学日本デー【2023年4月22日（土）～23日（日）】

ウッチ大学経済・社会学部にて、八雲琴クラブ協会及びウッチ大学経済・社会学部共催「第16回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本についての講義、様々なワークショップ・展覧会が予定されています。入場は無料です。

開催場所：Wydział Ekonomiczno-Socjologiczny Uniwersytet Łódzki, ul. Polskiej Organizacji Wojskowej 3/5, ul. Rewolucji 1905 roku 41/43, Łódź

詳細：<https://www.uni.lodz.pl/en/events/details/16th-japanese-days-at-the-faculty-of-economics-and-sociology>

【開催中】桜・ヴロツワフ日本インスピレーションデー【2023年4月21日（金）～30日（日）】

ヴロツワフ市にて、グロトフスキ研究所及びザジェヴィエ基金共催「桜・ヴロツワフ日本インスピレーションデー」が開催中です。様々なワークショップ及び映画上映会が実施されます。

詳細：<https://grotowski-institute.pl/projekty/sakura-2023/>

【予定】講演会「A Talk on Japan's Greatest Haiku Poet, Matsuo Basho」【5月15日（月）18:00】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ピーター・J・マクミラン JICA チェアによる俳句に関する講演会が開催されます（英語）。入場は無料です。座席数に限りがありますので参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター

（電話：22 584 73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51（4階）, Warszawa）

詳細：<https://fb.me/e/18LPjIE8p>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社

会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)